

2018年度 バリアフリーシンポジウム

東京大学バリアフリー支援室 15年の歩みと今後の課題

インクルーシブ社会における包括的支援 × 大学

11月17日(土)

13:00~16:00
(開場 12:30)

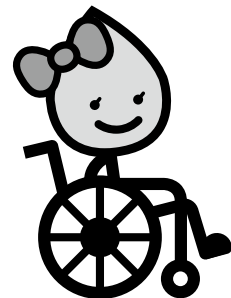
会場 東京大学本郷キャンパス
国際学術総合研究棟3番大教室

主催 東京大学バリアフリー支援室

共催：障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業 (PHED)
REDDY (多様性の経済学)
教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター

目次

挨拶「バリアフリーシンポジウムに寄せて」	2
1. 15年のあゆみ	
沿革	4
• 歴代室長、支所長（副室長）	4
• 支援室略年表	5
現・組織体制	6
2. シンポジウム資料	
プログラム	8
講演者プロフィール	9
3. 参考資料	
平成29年度東京大学バリアフリー支援室活動報告書	





東京大学理事・副学長
松木 則夫

本日は、皆様ご多用の中、多数お集まりいただきありがとうございます。

東京大学バリアフリー支援室は、平成16年、「東京大学憲章」の精神の下、「バリアフリーの東京大学」を実現すべく、駒場IIキャンパスに設置されました。様々な試行錯誤を重ねながら、ここに15周年を迎えることができました。ひとえに、学内外関係の皆様のご支援、ご助言があつたのことで、心から感謝申し上げます。

本学では、障害のある学生・教職員への支援にあたっては、「支援の三角形」を基本的な考え方として、部局、本部、バリアフリー支援室の三者が互いに連携し、多くの学生、教職員が一体となって取り組んでまいりました。これらの取組は、障害のない学生にとっても、社会で生きる人間としての学びとなると信じております。

さて、本日は、『東京大学バリアフリー支援室15年の歩みと今後の課題』—インクルーシブ社会における包括的支援×大学—とテーマを掲げて公開シンポジウムを開催いたします。平成28年に障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行され、東京大学としても、教職員が遵守すべき「対応要領」を規則として制定し、合理的配慮提供に努めてまいりました。これまでの歩みを振り返るとともに、知の公共性のもっとも重要な担い手である大学として、高等教育機関におけるバリアフリー支援とはどうあるべきか、問題を提起し、これからのよりよい支援に向けて、ともに学び合う機会といたしたいと考えております。

ご参加くださった皆様にとって、有意義な時間となりますよう関係者一同、心を尽くして準備してまいりました。どうぞ、最後までご静聴ください。

* * * * *

東京大学バリアフリー支援室のシンポジウムにご参加いただきありがとうございます。

バリアフリー支援室は、学内有識者によるワーキンググループ等における1年間の議論を経て平成14年10月に設置された「バリアフリー支援準備室」の改組拡充により、平成16年4月に発足しました。東京大学で学ぶ学生、教職員からなる全構成員が、障害等を理由に不当な差別を受けることなく、その個性と能力を十全に発揮しうよう、主に環境側の改善を通じて全構成員の完全参加を実現すること、これが支援室の役割です。平成28年からは障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法が施行され、国内外の法理に基づく体系的な環境整備と支援の実施が求められています。

バリアフリーをめぐる法制度が整い、全国的に大学のバリアフリーが進むにつれて、建物や情報システムなどの基盤的なインフラの調達段階でのアクセシビリティ確保や、障害者にとって働きやすい柔軟な勤務形態、切れ目のない支援を実現するための官民学連携など、新しい課題も顕在化しつつあります。15年目という節目を迎え、本シンポジウムは、支援室のこれまでのあゆみを振り返り、残された課題を総点検するとともに、海外の動向も踏まえながら未来を展望する機会にしたいと考えています。皆様の積極的なご参加を期待いたしております。



東京大学
バリアフリー支援室長
熊谷 晋一郎



15年のあゆみ

- ・沿革
- ・現・組織体制

沿革

東京大学バリアフリー支援室は、平成13年6月設置の「バリアフリーの東京大学」を実現するためのワーキンググループ等における議論を経て平成14年10月に設置された「バリアフリー支援準備室」の改組拡充により、平成16年4月に発足しました。

バリアフリー支援室は、発足当初駒場Ⅱキャンパスの先端科学技術研究センター内に置かれていましたが、支援の急速な拡充に対応するため、平成18年4月に本郷支所を開設、翌年平成19年4月には駒場支所を駒場Ⅰキャンパスへ移転しました。さらに、平成28年11月より本郷支所柏分室を柏キャンパスにて週一回開室しています。現在は本郷（柏）、駒場の2支所1分室体制で、東京大学に在籍する障害のある学生・教職員へのサポートおよびキャンパスのバリアフリー化に取り組んでいます。

〈 歴代室長、支所長(副室長) 〉

平成16年度～	室長	渡邊 浩	(理事・副学長)
	副室長	加我 君孝	(医学系研究科教授)
平成17年度～	室長	濱田 純一	(理事・副学長)
平成18年度～	室長	佐藤 慎一	(理事・副学長)
平成19年度～	室長	平尾 公彦	(副学長)
平成21年度～	室長	池田 信雄	(総合文化研究科教授)
	本郷支所長	松井 彰彦	(経済学研究科教授)
	駒場支所長	福島 智	(先端科学技術研究センター教授)
平成23年度～	本郷支所長	丹下 健	(農学生命科学研究科教授)
	駒場支所長	深代 千之	(総合文化研究科教授)
平成24年度～	室長	丹下 健	(農学生命科学研究科教授)
	本郷支所長	若原 恭	(情報基盤センター教授)
平成25年度～	駒場支所長	中澤 公孝	(総合文化研究科教授)
平成26年度～	本郷支所長	西出 和彦	(工学系研究科教授)
平成27年度～	室長	深代 千之	(総合文化研究科教授)
平成29年度～	室長	熊谷 晋一郎	(先端科学技術研究センター准教授)
	駒場支所長	月脚 達彦	(総合文化研究科教授)

〈 支援室略年表 〉

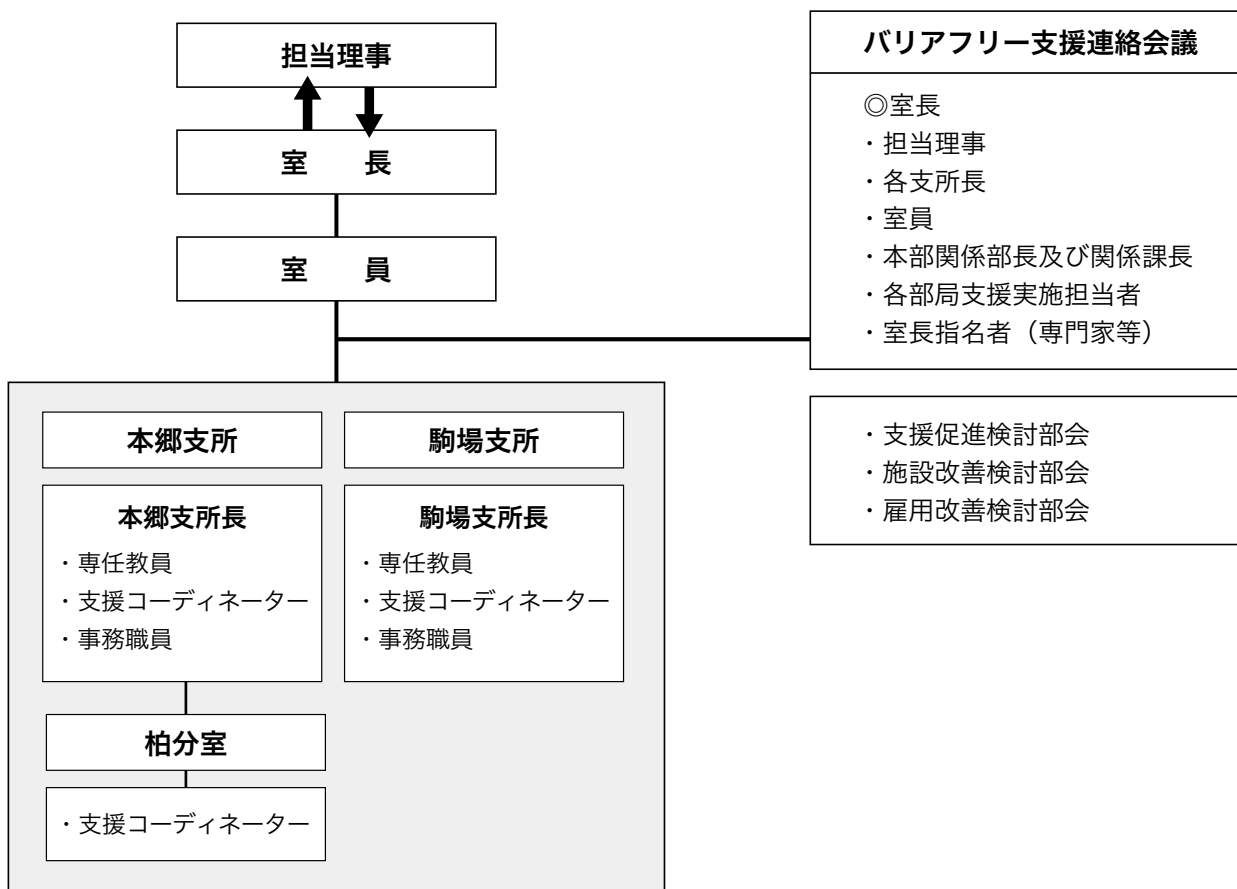
平成13年 6月	「バリアフリーの東京大学」を実現するためのワーキンググループ 設置
平成14年 6月 10月	東京大学バリアフリーワーキンググループ 設置 バリアフリー支援準備室 開室（駒場Ⅱキャンパス先端研3号館）
平成15年 3月 8月	「東京大学憲章」制定 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」制定
平成16年 3月 4月 9月	東京大学バリアフリーワーキンググループ 解散 バリアフリー支援室 発足（バリアフリー支援準備室から改組） 「東京大学における障害をもった学生の修学の支援実施要項」改正 「東京大学における障害をもった教職員の支援実施要項」制定
平成18年 4月	バリアフリー支援室本郷支所 開設（理学部旧1号館）
平成19年 4月	バリアフリー支援室駒場支所、駒場Ⅰキャンパス8号館へ移転
平成20年11月	バリアフリー支援室新体制ワーキング 設置
平成21年 3月	バリアフリー支援室新体制ワーキング 解散 バリアフリー支援室規則 制定
平成21年 4月 12月	専任の室長と本郷駒場両支所長を置くバリアフリー支援室新体制の発足 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」改正 「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」改正
平成22年 6月	バリアフリー支援室本郷支所、御殿下の学生支援センター内へ移転
平成25年 4月	「東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針」制定 「東京大学における障害のある学生の修学の支援実施要項」廃止 「東京大学における障害のある教職員の支援実施要項」廃止 「東京大学バリアフリー支援室における学生及び教職員の支援実施要項」制定
平成27年 7月	「障害者差別解消法に向けた対応検討会議」の設置
平成28年 3月	「障害者差別解消法に向けた対応検討会議」の解散 「東京大学における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領」制定 「東京大学における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領の留意事項」制定 「東京大学障害者差別事案解決委員会」の設置 「東京大学障害者差別事案解決委員会規則」制定
平成28年11月	バリアフリー支援室本郷支所柏分室 開設（柏キャンパス新領域基盤棟）

現・組織体制

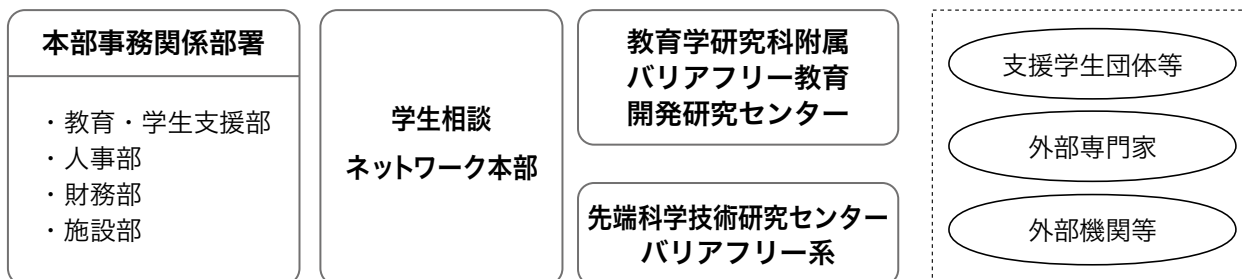


バリアフリー支援室は、担当理事、室長、本郷・駒場の各支所長をはじめとする計35名の教職員からなる室員と、本郷・駒場各支所スタッフ（事務職員及びコーディネーター）から構成されています。

また年2回開催される「バリアフリー支援連絡会議」では、室員のほか、各部署で選任された「支援実施担当者」、その他室長が必要と認める教職員が一堂に会して、全学のバリアフリー化推進に関する事項及びバリアフリー支援室の運営において特に重要な事項について協議します。



連携・協力機関





シンポジウム資料

- ・プログラム
- ・講演者プロフィール

プログラム

総合司会：山本 哲也 本部学生支援課長

13:00 開会 開会挨拶 水野 晴央 教育・学生支援部長

第一部 「バリアフリーの理念と実践」から「合理的配慮の提供」の時代へ

第一部司会：垣内 千尋 バリアフリー支援室准教授

13:05～13:25 「バリアフリーの東京大学 ～15年のあゆみ～」

中津 真美 バリアフリー支援室特任助教

第二部 「課題解決」をめざして～海外事例から考える～

第二部司会：垣内 千尋 バリアフリー支援室准教授

13:25～13:45 第二部 「制度の谷間の支援」

1

李 養淑 忠北大学 障害者支援センター主務官

13:45～14:05 第二部 「単なるアクセシビリティを超えたユニバーサルデザイン」

2

西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授

14:05～14:25 第二部 「海外の事例を日本に落とし込んだ仕組みや取り組み、多様な働き方の拡大」

3

高橋 桐子 先端科学技術研究センター特任准教授／PHED

(14:25～14:40) — 休憩 —

第三部 「高等教育機関のバリアフリーの在り方」

第三部司会：熊谷 晋一郎 バリアフリー支援室長

14:40～15:50 〈パネルディスカッション〉

【司会】

熊谷 晋一郎 バリアフリー支援室長

【パネリスト】

李 養淑 忠北大学 障害者支援センター主務官

西出 和彦 バリアフリー支援室本郷支所長／工学系研究科教授

高橋 桐子 先端科学技術研究センター特任准教授／PHED

垣内 千尋 バリアフリー支援室准教授

15:50～16:00 閉会挨拶 月脚 達彦 バリアフリー支援室駒場支所長／総合文化研究科教授

16:00 閉会

講演者プロフィール

中津 真美

(なかつ まみ)

東京大学バリアフリー支援室特任助教

青少年を対象とした福祉・教育領域の現場勤務を経て、バリアフリー支援室開室1年後の平成17年より東京大学バリアフリー支援室に入職した。以降、支援コーディネーターとして、10数年にわたり障害のある学生・教職員支援、全学構成員へのバリアフリー理解促進のための業務に携わってきた。

専門は、障害者支援、聴覚障害学。博士（生涯発達科学）。

李 養淑

(イヤンスク)

忠北大学障害者支援センター主務官 社会福祉士1級、精神健康社会福祉士1級

精神健康社会福祉士として忠北病院、清州St.Mary's Hospitalで勤務。清州アルコール相談センターで精神健康社会福祉士チーム長を経て2006年より忠北大学障害支援センターに入職し、現在に至る。

専門は社会福祉学。2018年4月に忠北大学総長賞、功績賞、副首相兼教育部長官賞を受賞。

西出 和彦

(にしで かずひこ)

東京大学・大学院工学系研究科・建築学専攻・教授

人間の心理・行動・生態に基づく建築計画理論をテーマとする。

真に人間がより豊かで多様な関わりを持ちうる環境の構築を目指して、人間が環境をどのように知覚・認知しているか、あるいは環境における人間行動・生態など人間が本来的にもつ性質を実証的な観察・実験により明らかにし、それを基礎とした建築・室内・環境デザインの理論を確立することを目的としている。

高橋 桐子

(たかはし きりこ)

東京大学先端科学技術研究センター人間支援工学分野 東京大学プラットフォーム形成事業 (PHED) 特任准教授。ハワイ大学障害学研究センター 准教授。博士（教育学）。アメリカ合衆国で学習障害 (LD) を専門とし、支援技術、障害学、発達障害、STEM 教育を課題として研究をしている。20年にわたる海外での実践と研究を生かし、東大PHED 事業にて、障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台作りに取り組んでいる。

垣内 千尋

(かきうち ちひろ)

東京大学バリアフリー支援室准教授。精神科医、博士（医学）。

東京大学医学部附属病院精神神経科で臨床研修を行った後、理化学研究所脳科学総合研究センター精神疾患動態研究チーム、マサチューセッツ大学において精神疾患の遺伝学、分子生物学的研究に従事。荏原病院精神科での勤務を経て、平成21年より、東京大学大学院医学系研究科、附属病院精神神経科講師、平成22年、同准教授。平成29年9月より現職。

熊谷 晋一郎

(くまがや しんいちろう)

東京大学バリアフリー支援室長、東京大学先端科学技術研究センター准教授、小児科医。新生児仮死の後遺症で、脳性マヒに。以後車いす生活となる。小、中、高と地域の普通学校で統合教育を経験。東京大学医学部医学科在学中に全国障害学生支援センター設立に関わり、障害学生の高等教育支援を行う。卒業後、千葉西病院小児科、埼玉医科大学小児心臓科での勤務、東京大学大学院医学系研究科博士課程での研究生活を経て、現職。専門は小児科学、当事者研究。主な著作に、「リハビリの夜」（医学書院、2009年）、「発達障害当事者研究」（共著、医学書院、2008年）、「つながりの作法」（共著、NHK出版、2010年）、「痛みの哲学」（共著、青土社、2013年）、「みんなの当事者研究」（編著、金剛出版、2017年）、「当事者研究と専門知」（編著、金剛出版、2018年）など。

Memo

Empty memo box for writing.

Memo

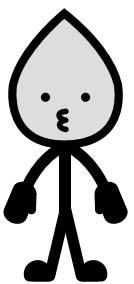
Memo

Empty memo box for writing.

参考資料

平成29年度

**東京大学バリアフリー支援室
活動報告書**



目次

1. バリアフリー支援室のビジョンと本年度の総括	2
2. バリアフリー支援室の体制	6
3. 平成29年度支援状況	7
3.1 障害のある学生・教職員への支援	7
3.1.1 支援概要	
3.1.2 支援実施状況	
①共通の支援	
②学生支援	
③教職員支援	
3.2 施設整備	9
3.3 支援機器	10
3.4 サポートスタッフ	10
3.4.1 活動状況	
3.4.2 募集、養成状況	
3.4.3 ボランティアサークルとの連携	
3.5 防災訓練・災害時対応	12
3.5.1 「非常用階段避難車 定期取扱講習会」の実施	
3.5.2 その他	
3.6 シンポジウム等事務又は事業への支援	13
4. 会議等	14
4.1 バリアフリー支援室連絡会議	14
4.2 バリアフリー意見交換会	14
4.2.1 学生との意見交換会	
4.2.2 障害のある教職員との意見交換会（身体・精神）	
4.2.3 障害のある教職員との意見交換会（知的等）	
4.3 定例ミーティング	14
4.4 検討部会	15
4.4.1 支援促進検討部会	
4.4.2 施設改善検討部会	
4.4.3 雇用改善検討部会	
4.5 他部署主催の会議委員等	15
5. 広報／研修・理解促進	17
5.1 広報	17
5.2 研修・理解促進	17
5.2.1 学内教職員	
5.2.2 学内学生	
5.2.3 学内共通	
5.2.4 学内行事への協力	
5.2.5 学外	
資料	23

1

バリアフリー支援室のビジョンと 本年度の総括

持続可能な開発目標 (SDGs)の策定をリードした国連開発計画 (UNDP) の中心的理念であるディベロップメント (development) は、個人レベルだけでなく、社会レベルの発展も包括した概念である。アジアではじめてノーベル経済学賞を受賞した経済学者アマルティア・センと、哲学者・倫理学者のマーサ・ヌスバウムが展開してきた潜在能力アプローチ (capability approach) は、このディベロップメント概念に対して理論的支柱を与えてきた。潜在能力アプローチでは、収入や資源の量の平等でもなく、結果としての生活状況や幸福度の平等でもなく、「できること (doing)」や「なれること (being)」の選択機会の平等を、公正な社会の条件と考えた。とくにヌスバウムは、あらゆる属性の人々に対して、平等に保障されるべき具体的な選択機会のリストとして「生命」「身体的健康」「身体的保全」「感覚・想像力・思考」「感情」「実践理性」「連帯」「自然との共生」「遊び」「環境のコントロール」を挙げている。

誰一人取り残さず (No one will be left behind)、機会の平等が保障された公正で持続可能な社会を実現しようとする世界的な潮流は、障害分野においてもここ数年国内外で急速に進みつつある。2006年12月13日の第61回国連総会において採択された21世紀初の人権条約である「障害者権利条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」はその象徴的な出来事だった。本条約には2014年1月20日に日本も批准し、条約と整合的な国内法制度の整備の一環として、2016年4月1日からは「障害者差別解消法」と「改正障害者雇用促進法」が施行された。

バリアフリー支援室は、こうした国内外の法制度、および東京大学憲章にのっとり、本学で学ぶ学生、本学で働く職員、本学で研究と教育にあたる教員からなる全構成員が、障害等を理由に不当な差別を受けることなく、その個性と能力を十全に発揮しうるよう、主に環境側の改善を通じた全構成員の完全参加を目指して、本郷キャンパスと駒場キャンパスに支所を置いて障害のある学生、教職員のバリアフリー支援のための活動を進めている。とくに、改正障害者雇用促進法に基づき、障害を持つ教職員の支援を担う専門部署をもつのは、国内でも東京大学をはじめ、数校のみとされる。

バリアフリー支援室には、現場での支援の経験を積んだスタッフや、国内外の法制度および具体的支援に関する専門的知見を有する教員が常駐し、障害のある学生・教職員と部局の間に立って、当事者中心 (user-centered) の視点に基づき、建設的対話と合理的配慮の実現をサポートしている。また、バリアフリー支援のためのサポートやコーディネート、学生サポートスタッフの養成などの役割も果たしている。加えて、規模の大きい建築物や制度のデザインなど、いったん出来上がると可変性に制約が生じる環境要素については、その立案の段階から、障害のある構成員の継続的な参加とフィードバックによる共同創造 (co-production) のプロセスをファシリテートするために、構成員に対する積極的な情報提供、ヒアリング、環境モニタリングとフィードバックを行っている。それらの具体的な内容は、本報告の中でも触れる。

さらにバリアフリー支援室では、施設、雇用、その他支援に特化した検討部会を設けている。2017年度以降は、それぞれの部会が重点的に検討すべき3つのビジョンを掲げて、取り組みを進めてきた。以下、それぞれのビジョンの内容と現時点での進捗状況及び本年度の課題について説明を行う。

1

施設に関しては、「**初めからみんなで作る施設**」をビジョンとして掲げた。

施設建設後にバリアフリー改修の追加をしたのでは、利用者の利便性が損なわれるのみならず、改修コストも高くなる。障害者の利用しやすさと大学側の負担軽減を両立するため、設計段階から障害のある人の意見や一般的なバリアフリーの観点を考慮することで、民主的なキャンパスデザインの確立を図るとというのが、このビジョンの中身である。

2017年度は、例年通りバリアフリー化工事の予算要求のために、①障害のある構成員から寄せられる要望や、キャンパス環境の整備に関する情報を集めて検討し、施設部に要望を伝えた。それに加えて、ユーザー視点のバリアフリー工事を指すための事項を記載し、②「学内バリアフリー施設ガイドライン」を作成するとともに、③設計時にチェックしてもらうためのリスト作成を始めた。

計画段階で「東京大学が考えるバリアフリーな建物」を理解し、その上での設計がなされるためには、施設に関する専門知識を有する施設改善検討部会員や施設関連職員の協力と、全学の整備計画を把握するキャンパス計画室会議の理解が必要となる。実効性のあるチェックリストの作成と運用を引き続き検討する。

2

雇用に関しては、「**安心して試行錯誤できる職場**」をビジョンとして掲げた。

かつての支援室での雇用に関する議論は、大学に義務付けられている障害者の法定雇用率を達成するための、いわば消極的な対応が中心であったが、法定雇用率がある程度安定的に達成されるようになってきた現在、SDGsの8.5にもある「障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用およびディーセント・ワーク、ならびに同一労働同一賃金」の達成に向けた積極的な議論が求められつつある。

障害のある人が働くことには固有の困難がつきまとう。例えば自分と類似した身体条件を持った同僚や先輩が周囲にいないことから、健常者のように、見よう見まねで仕事の仕方を身につけることが困難である。他の同僚と同じく、初めは職務内容を習得していない障害者は、どのような配慮や環境調整があれば自分が働けるようになるのかの見通しを持たない。したがって、障害のない構成員と比べても、より長い試行錯誤の段階を経て、自分の特性に合ったオリジナルな勤務形態を編み出していく必要がある。

このように、障害者のディーセント・ワークを実現するためには、①試行錯誤の実験的領域の確保と、②オリジナルな勤務形態の承認の2つが必要になる。そのためには、①失敗を責めることなく共有し、よりよい職場について共に考える文化（Just Culture）の醸成と、②多様な働き方の選択肢の創出の2点が必要になる。2017年度は、①の文化を醸成するため、「東京大学における障害者雇用の手引き（網羅版）」作成を継続するとともに、チームコーディネーターの支援体制整備を継続した。また

バリアフリー支援室のビジョンと 本年度の総括

②を議論するために、多様な働き方ワーキンググループを立ち上げ、2018年2月23日に第1回の会議を行った。

さらに、障害者は過剰適応して心身をすり減らしたり、経済的基盤の脆弱性に直面したりしやすいことを考慮に入れ、2017年度は人事部との協力の下、支援室教職員が障害者職業生活相談員を兼任し、③生活基盤や健康に配慮する支援を行った。これも、ディーセント・ワークの実現という面で重要な支援といえる。

本年度の課題は、上記の取り組みを継続するとともに、障害者権利条約第12条などに基づき、知的障害や精神障害など、「認知的な障害を持つ教職員の意思決定支援」や、「障害があってもできる仕事」だけでなく、ピアワーカーやユーザーリサーチャーなど、「障害があるからこそできる職域の開拓」を検討することである。特に意思決定支援の重要性に関連して、先述したヌスパウムは、自身が挙げたりストの中で特に重要なのが実践理性と連帯の2つであり、「他のすべての項目を組織し、覆うものであるために特別に重要であり、それによってひとは真に人間らしくなる」と主張している。なかでも実践理性は、「自己の価値観を形成するとともに、将来を考え、人生を設計し、その生き方を反省する能力」とされ、これがなければ、いくら配慮や選択肢が豊富になっても、自己選択が不可能になる。意思決定支援は、SDGsの最も重要な要素であるにもかかわらず、その確立が遅れている領域である。

3

支援全般に関しては、単なる調整やノウハウの提供にとどまらない「**権利擁護（アドボカシー）の視点に立った支援**」をビジョンとして掲げた。

残念ながら、今なお完全参加と平等の理念が達成されていない現状においては、障害のある構成員と周囲の人々との関係を対等なものとし、その間のコンフリクトを調整・調停するだけでは不平等が是正されない。障害構成員の権利擁護の視点に立って、機会の平等を実現するための支援を行う必要がある。雇用の部分で述べた意思決定支援も、権利擁護の重要な構成要素の一つになる。

権利擁護の視点に立った具体的な支援として、意思決定支援のほかにも、①修学中に発生する「生命」「身体的健康」「身体的保全」に関わる支援（介助、医療的ケアなど）に関して、自治体と大学のどちらが負担すべきかについては、現時点で国内的なコンセンサスが得られておらず、交渉を通じた連携が探られている現状である。

2017年度、支援促進部会や支援連絡会議で確認された方針は、介助費用を負担できるか否かが各大学の財政状況に依存することは好ましいことではなく、障害学生の機会の平等の観点から、生存権に関わる領域の保障はナショナル・ミニマムにすべきであるという、障害当事者のおおよそコンセンサスとなっている考えに基づいて、「**修学の有無にかかわらず発生する生存権に関わる支援領域は、大学ではなく自治体負担すべきであり、交渉によって自治体負担しないと判断した場合にのみ、過渡的に大学が負担する。ただし、その後も交渉は続ける。**」というものであり、その方針に基づいて自治体との交渉を行った。また、全国にも例をみない東京大学の先進的な支援として、障害のある教職員への支援者派遣を行っているが、②支援者派遣システムを試行的に運用開始した。また、③障害教員・研究者に対するパーソナルアシスタンス型支援については、障害のある教員の意見を踏まえつつルールを整備した。

そのほか2017年度は、人権条約である障害者権利条約や、それと関連した国内法との整合性を図るため、法務課の協力を得つつ④バリアフリー支援室関連規則等の改正手続きを進めた。また、「生命」や「身体的保全」といった基本的人権の保障に関連して、⑤緊急災害時における障害のある学生・教職員の緊急災害時対応にも取り組んだ。また、施設のようなハード面だけでなく、学内で共用されるウェブシステムや書籍、その他情報・コミュニケーションといったソフト面への平等なアクセシビリティもまた、機会の平等の観点から重要である。これらを保障するために、附属図書館との連携のもと⑥資料電子化サービスの支援体制を構築するとともに、⑦ウェブシステムの発注段階からアクセシビリティを保障する体制を検討する情報アクセシビリティワーキンググループを立ち上げた。また、⑧学生サポートスタッフに関して、謝金単価を整備した。

機会の平等が争点となる領域の一つに受験がある。2017年度はこれまで各部局で個別に行われてきており、全学的には共有されていなかった⑨大学院入試における特別配慮事例の蓄積に関する体制整備もすすめた。

今年度の課題は、上記の取り組みを引き続き継続するとともに、国際的にも大学内で支援が遅れている領域として注目されている、「医薬理工系の実習や実験における基礎的基盤整備や合理的配慮の指針作り」を、国内外の現状を踏まえつつ検討したい。

以下ではより具体的に、2017年度のバリアフリー支援室の活動報告を行う。

1. はじめからみんなで作る施設	
<ul style="list-style-type: none"> ・アクセシビリティと負担軽減の両立 ・選択肢の広さの平等 ・キャンパスデザインの民主化 	<p>公平性の観点のみならず、負担を過度なものにしないためにも、設計段階からのユーザー参画を目指します。</p> <p style="text-align: center;">共同創造 (co-production)</p>
2. 安心して試行錯誤できる職場	
<ul style="list-style-type: none"> ・見よう見まねの困難さと実験的領域の確保 ・責める文化から分かち合う文化へ ・生活基盤と健康への配慮 	<p>意思決定支援を含む十分な合理的配慮に加え、生活や健康を考慮しながら、多様な働き方の実現を目指します。</p> <p style="text-align: center;">フレキシキュリティ (flexicurity)</p>
3. 調整から権利擁護へ	
<ul style="list-style-type: none"> ・今なお不平等や差別が存在しているという認識 ・調整のみでは不平等や差別が温存しがち ・権利擁護としての支援へ 	<p>障害者権利条約の精神に基づき、ノウハウの提供、支援コーディネートにとどまらず、当事者の権利擁護を行います。</p> <p style="text-align: center;">人権アプローチ (human rights based approach)</p>

▲ 更なる多様性実現に向けたバリアフリー支援室のビジョン2017-2018

2

バリアフリー支援室の体制

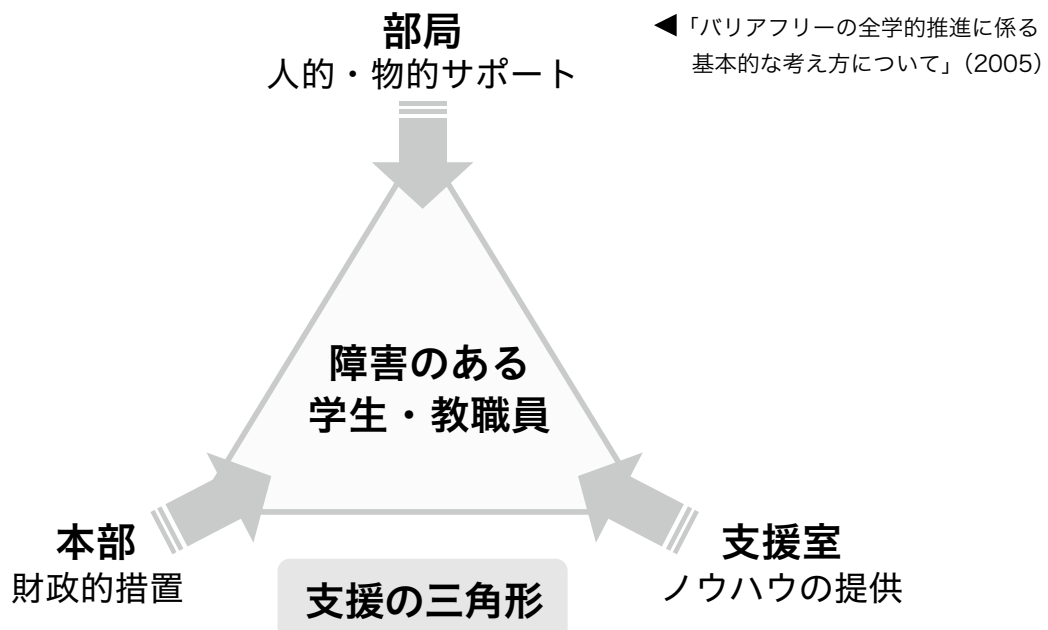
本学は、全学的にバリアフリーを推進するという理念のもと、部局、本部、バリアフリー支援室の三者が互いに連携して障害のある学生・教職員の支援を行う体制をとっている。具体的には、各部局は「バリアフリー支援実施担当者」を選任し、人的・物的サポートを行い、本部は財政的措置を、バリアフリー支援室は部局が支援を進めるにあたっての必要なノウハウの提供を行う、というものである。

全学的な役割を担うため、本年度は、松木則夫担当理事、熊谷晋一郎室長、西出和彦本郷支所長、月脚達彦駒場支所長をはじめとする計35名の教職員からなる室員と、本郷・駒場各支所スタッフ（事務職員および支援コーディネーター）をバリアフリー支援室の構成メンバーとして活動を行った。

年3回開催される「バリアフリー支援連絡会議」では、室員のほか、バリアフリー支援実施担当者、その他室長が必要と認める教職員が一堂に会して、全学のバリアフリー化推進に関する事項および支援室の運営において特に重要な事項についての協議を行った。

議決機関であるバリアフリー支援連絡会議に向けて、支援促進検討部会、施設改善検討部会、雇用改善検討部会、さらに必要に応じ各部会の中でワーキンググループを設置し、現在の課題解決にむけて議論を行っている。

また、教育・学生支援部、人事部、財務部、施設部、学生相談ネットワーク本部など学内の関係部署、あるいは外部機関とも連携し、バリアフリーを推進する体制としている。



3

平成29年度支援状況

3.1

障害のある
学生・教職員への支援

3.1.1 支援概要

障害等がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に学内における修学上必要な活動に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつバリアフリー支援室長がその必要性を認めたものに対し、各部局バリアフリー支援実施担当者と連携して、個々のニーズに応じた支援を実施した。

H28年4月1日に障害を理由とする差別の解消と推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行され、従来は他部署で担われていた精神障害や発達障害においても身体障害のある学生と同様に部局・バリアフリー支援室・本部の連携による「支援の三角形」の体制の下、支援を行うこととなった。そのため昨年度には大幅な支援登録学生の増加がみられたが、本年度にかけてもさらに増加傾向であった。なお、全体的にバリアフリー支援実施担当者や他の相談窓口から、支援の対象となり得る学生がスムーズに支援室に誘導されるようになった印象がある。

障害のある教職員については、引き続きの継続的な支援とともに、バリアフリー支援室スタッフによる支援者派遣システムを試行した。また、今年度は新たな取り組みとして、支援室に支援登録する障害学生・教職員と、年度初めに面談を行うしくみとしたが、いずれもニーズや各部局の状況のバランスで、検討していく必要がある。

なお、大学が事業として行う講習会やシンポジウ

ム等に参加する一般の障害のある方に対する支援については、学内で理解が得られつつあるとは考えられるものの、周知が十分でなかった例もみられ、持続的な啓発の重要性が考えられた。

3.1.2 支援実施状況

①共通の支援

- 1) 支援機器等の貸出 ※「3.3支援機器」参照
- 2) 施設のバリアフリー検証と施設改善に向けた調整
- 3) 非常用階段避難車 操作講習会の調整
- 4) 資料電子化サービスの実施（附属図書館への協力）
- 5) 休憩室の確保に向けた調整

②学生支援

- 1) 授業時の配慮
履修相談、教室変更、優先席の設置、ノート作成、欠席時の配慮、途中退席時の配慮、課題提出の期間延長等
- 2) 定期試験時の配慮
代筆試験、レポートへの代替、音声レポートへの代替、試験時間延長、教室変更、別室受験
- 3) 通学にあたっての構内駐車スペース確保
- 4) キャンパス間移動のタクシー・介護タクシー手配
- 5) 緊急災害時の避難マニュアルの作成に係る情報提供

③教職員支援

- 1) 授業の教室変更
- 2) 業務端末の調整
(PC画面読み上げソフト・マウスの検証)
- 3) 通勤時の介護タクシー手配
- 4) 専門的支援者の配置
- 5) 会議、面談、研修時の情報保障
(手話通訳、パソコン文字通訳、音声認識アプリによる字幕)
- 6) ビデオ通話システム配備
- 7) 代理電話サービス
(通訳オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳するシステム)の導入
- 8) 支援者派遣システム試行
- 9) 階層別研修での配慮(テキストデータ化等)
- 10) 構内環境案内
- 11) 緊急避難対応に関する検証、調整

【共通】

- ・ 支援に関する相談 ・ 授業時の合理的配慮
- ・ 試験時の合理的配慮

【視覚障害のある学生】

- ・ 拡大読書器の貸出
- ・ 教科書や資料の電子データ化
(音声読み上げ)

【聴覚障害のある学生】

- ・ 補聴援助システムの貸出
- ・ パソコンテイク
- ・ 音声認識アプリによる字幕
- ・ 映像教材の字幕挿入

【肢体不自由のある学生】

- ・ 施設改善
- ・ 授業教室の変更調整
- ・ ノート作成

【内部障害・慢性疾患のある学生】

- ・ 専用駐車場の設置
- ・ 優先席の設置
- ・ 実技のない身体運動科目の履修

【発達障害のある学生】

- ・ レポートの提出期限の延長
- ・ 代替コミュニケーション

【精神障害のある学生】

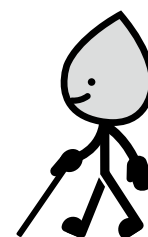
- ・ 退室、再入室の許可
- ・ 情報保障
- ・ 別室受験

▲ 障害のある学生への支援例：障害種別

3.2

施設整備

全学的施設整備については、部局管理とならない建物外の整備要望を施設部環境課に伝え、営繕・修繕実施要望事業の中で、可能な限りにおいて改善を進めた。来年度のバリアフリー化工事の予算要求のために、障害のある構成員から寄せられる要望や、キャンパス環境の整備に関する情報を集めて検討し、施設部に要望を伝えている。



今年度のバリアフリー改善状況は次の通りである。

No.	改善点	改善箇所
1	道路劣化箇所の補修	法文2号館から正門および赤門への道路
2	災害時避難通路の補修	農学部3号館から動物医療センター周囲の道路

さらに、施設部や部局からのバリアフリー化工事に関する相談には、以下の通り対応した。

No.	年月日	部局名	建物名・箇所	内容
1	2017/4/11	文学部	法文1号館	入口スロープ、入口階段の改修・新設
2	2017/4/11	文学部	法文2号館	入口スロープ、入口階段の改修・新設、アーケード照明の増設
3	2017/4/11	附属図書館	ライブラリープラザ	誘導用ブロックの色と材質、設置箇所
4	2017/4/11	薬学部	理学部化学本館	障害者専用駐車場マーク
5	2017/4/21	附属図書館	総合図書館	西側エリア、入口から拡大読書器設置箇所の誘導用ブロック
6	2017/4/21	附属図書館	アカデミックcommons	誘導用ブロック
7	2017/5/9	文学部	法文1・2号館	入口スロープ
8	2017/5/16	文学部	法文1・2号館	入口スロープ、手すり、照明
9	2017/5/18	施設部計画課	文系総合研究棟	誘導用ブロック、多目的トイレ
10	2017/5/19	文学部	法文1・2号館	入口スロープ
11	2017/6/2	施設部計画課	アカデミックcommons	誘導用ブロック、EV、ガラス壁、サイン
12	2017/6/20	教養学部	いちょう並木	誘導用ブロック
13	2017/6/30	施設部計画課	文系総合研究棟	13階自動扉周囲の誘導用ブロック敷設
14	2017/7/5	法学政治学研究科	法学部4号館	障害者専用駐車場マーク
15	2017/7/12	施設部環境課	法文1号館	スロープ
16	2017/7/19	学外設計事務所	中央食堂	エレベーター
17	2017/7/25	施設部環境課	キャンパス内	誘導用ブロック
18	2017/7/25	施設部環境課	山上会館	エレベーター

19	2017/8/10	教養学部	KOMCEE East	教室 K212 入口段差
20	2017/8/25	教育学研究科	文系総合研究棟	コロネードの段差、スロープ手すり ほか
21	2017/8/25	教育学研究科	赤門総合研究棟	看板
22	2017/9/20	附属図書館	総合図書館	書架間のサイズ、エレベーター、 手すり
23	2017/9/25	農学生命科学研究科	フードサイエンス棟	多目的トイレサイン
24	2017/9/26	教養学部	駒場Ⅰキャンパス内	正門内誘導用ブロック周囲の立て看板
25	2017/10/6	施設部計画課	理学部1号館	多目的トイレほか
26	2017/10/17	附属図書館	総合図書館	誘導用ブロック
27	2017/10/17	施設部計画課	理学部1号館	誘導用ブロック
28	2017/10/18	施設部保全課	プレハブB棟	多目的トイレ、サイン
29	2017/10/18	施設部環境課	山上会館	スロープ、EV
30	2017/11/27	資産管理部管理課	目白台国際宿舍	バリアフリー対応ルームまでの通路、 共用スペースの設備等
31	2017/11/30	理学部	日光分園フィールドス テーション	多目的トイレほか
32	2017/12/21	附属図書館	総合図書館	入退館ゲート、北側階段、 エレベーターホール前の階段
33	2018/1/15	資産管理部管理課	目白台国際宿舍	バリアフリー対応ルーム
34	2018/1/15	施設部保全課	プレハブB棟	多目的トイレ
35	2018/2/6	資産管理部管理課	目白台国際宿舍	バリアフリー対応ルーム
36	2018/2/8	施設部計画課	中央食堂	インターフォン
37	2018/2/21	施設部計画課	中央食堂	ピクトグラム

3.3 支援機器

今年度に貸し出した支援機器等

補聴援助システム、音声認識アプリケーションソフト、ビデオ通話用機材（タブレット端末、ノートパソコン、音声認識専用マイク、Wi-Fiモバイルルーター、スピーカー）、拡大読書器（携帯・据置）、PC画面読み上げソフト、インターネット読み上げソフト、音声読み上げ対応メールソフト、画面拡大ソフト、OCRソフト、数式認識ソフト、数式文書読み上げソフト、点訳ソフト、点字ディスプレイ、小型暗室、非常用階段避難車、緊急避難用担架、緊急避難用ストレッチャー、災害時用バンダナ、懐中電灯、車いす、点字プリンター、マット、ベッド、パーティション、音声認識ソフト、音声認識入力用マイク、トラックボールマウス、Bluetoothマウス、リクライニングチェア

3.4 サポートスタッフ

3.4.1 活動状況

サポートスタッフの活動状況として、障害のある学生・教職員への直接的支援では、

- ・肢体不自由のある学生に対する授業支援（ノート作成）
- ・肢体不自由のある学生に対する試験時支援（代筆）
- ・視覚障害のある学生への書籍・教科書等電子データ化作業
- ・肢体不自由のある教員の授業に係る準備、片付け等

が主な活動内容であった。

その他、

- ・オープンキャンパス時のバリアフリー支援室
見学者対応 (8月)
- ・バリアフリーマップ調査 (柏キャンパス・
白金台キャンパス) (9月)
- ・バリアフリー講習会『「社会人として働く」を
考える』 企画・運営 (3月)

でも活動した。



▲ UDトーク&ポイントテイク講座の様子

3.4.2 募集、養成状況

活動別入門講座

本郷にて、6月に「PCテイク講座」を1回、3月に「UDトーク&ポイントテイク講座」を6回実施し、計15名の参加があった。いずれもバリアフリー支援室支援コーディネーターが講師にあたった。

- ①6月19日 (月) 3名
PCテイク講座
- ②3月6日 (火) 1名
UDトーク&ポイントテイク講座
- ③3月9日 (金) 2名
UDトーク&ポイントテイク講座
- ④3月13日 (火) 2名
UDトーク&ポイントテイク講座
- ⑤3月16日 (金) 午前3名
UDトーク&ポイントテイク講座
- ⑥3月16日 (金) 午後3名
UDトーク&ポイントテイク講座
- ⑦3月28日 (水) 1名
UDトーク&ポイントテイク講座

サポートスタッフ募集

バリアフリー支援室にサポートスタッフとして登録し、東京大学に在籍する障害のある学生のサポート、支援室 行事・活動に協力をしてくださる方を募集しています。
登録は随時受付中！登録希望の方は、下記バリアフリー支援室までお問い合わせください。

【活動内容】

- ・肢体不自由のある学生への支援
ノート作成、書籍データ化など
- ・視覚障害のある学生への支援
書籍データ化・対面朗読など
- ・聴覚障害のある学生への支援
パソコンテイク・ノートテイク・ノート作成など
- ・支援室行事や活動への協力
支援室主催の会議等でのパソコンテイク
バリアフリーマップ作成のための調査協力など

【謝金】

1時間 1,000円
1コマ 2,000円

お問い合わせ先 **東京大学 バリアフリー支援室**
Quality Service Office, The University of Tokyo
駒場支所 / 教養学部8号館1階
E-mail: spds-staff.adm@qs.mail.u-tokyo.ac.jp
Tel: 03-5465-8944

【本学学生対象 支援スキル養成講座】

音声認識 (UDトーク) を使った支援とは？ ポイントテイクをやってみよう！

聴覚障害のある学生が授業に参加して講義内容を把握するためには支援が必要です。音声認識アプリやパソコンの専用ソフトを用いて先生の声や周囲の音情報を文字化する支援方法があります。本講座では、実際にそれらの方法を練習できます！！

柏キャンパス	本郷キャンパス
3/5 (月) ①13:00~14:45 ②15:30~17:15 3/6 (火) ①13:00~14:45 ②15:30~17:15	3/9 (金) ①10:00~11:45 ②13:00~14:45 3/13 (火) ③15:30~17:15 3/16 (金) ①10:00~11:45 ②13:00~14:45
【場所】 新領域基盤棟1階 基盤系多目的室	【場所】 学生支援センター2階 大会議室

【定員】 各日程とも4名まで **※実際の支援活動は2018年4月以降**
主に柏キャンパスと本郷キャンパスを想定しています。
支援活動の際は謝金が出ます。

【申込方法】 下記専用フォームから、あるいは問い合わせ先までお申し込みください。
メールの場合は「名前」「所属・学年」「連絡先アドレス」「受講希望日時」を添えてご連絡ください。 ※上記日程で参加できない場合は、ご相談ください。

【申込締切日】 各日程とも前日(3/5の受講希望は3/2)正午まで

音声認識アプリを使うと、音声からスマホやタブレットの画面に文字として表示されますが、誤読も多く、修正入力が必要になります。そこで皆さんの力が重要です！！

【申込専用フォーム】 **問い合わせ先**
東京大学 バリアフリー支援室 本郷支所
Email: spds-staff.adm@qs.mail.u-tokyo.ac.jp
電話: 03(5841)1715

東京大学 バリアフリー支援室
Quality Service Office, The University of Tokyo

3.4.3 ボランティアサークルとの連携

「しゅわっち」に所属するサポートスタッフの数名が、本郷支所・駒場支所で月2回開催している「手話でしゃべランチ」に参加した。また、支援室説明会への協力のほか、バリアフリー講習会での手話通訳を担う等の連携がなされた。

3.5 防災訓練・災害時対応

3.5.1 「非常用階段避難車 定期取扱講習会」の実施

階段移動に困難を伴う障害のある学生・教職員への緊急時避難対応の取り組みとして、非常用階段避難車キャリダンの「定期取扱講習会（年1回）」を、6部局において開催した。

3.5.2 その他

①防災訓練の実施依頼（通知）

バリアフリー支援室長から各部局長へ、防災訓練の際は、障害のある学生・教職員の避難も考慮して実施すること及び「障害のある学生・教職員の個別（チーム）の緊急災害時マニュアル」を作成した部局は、当該マニュアルに沿った防災訓練の実施と防災訓練後の個別マニュアルの検証を行うことについて、4月11日付通知にて依頼した。

②緊急災害時に車いす使用者等が利用できる仮設トイレについて

昨年度、緊急災害時に車いす使用者等が利用できる仮設トイレ（テント、ポータブルトイレ）を二次避難後の待機場所となっている駒場地区（アドミニストレーション棟1階）、弥生・浅野地区（農学部3号館1階）、本郷地区（支援室本郷支所）に整備した。現在、テントの設営マニュアルを作成しており、今後トイレ管理マニュアルを作成予定である。



▲ 緊急避難機器「キャリダン」



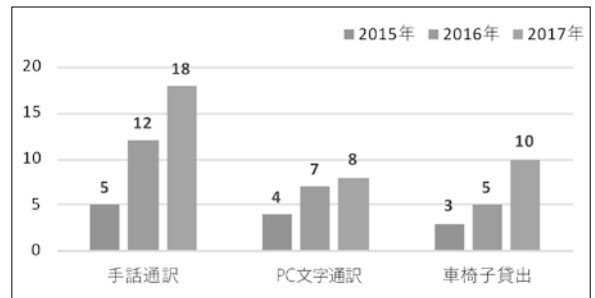
▲ 「イーバックチェア」



▲ 車いす対応型仮設トイレ

3.6 シンポジウム等事務又は事業への支援

学内で実施する講習会、授業、公開シンポジウム、公開講座等への手話通訳、PC文字通訳者紹介、音声認識アプリケーションソフト一時利用アカウント発行、申込み時の障害のある方への配慮に関する文言についての問合せ、支援機器の貸出等バリアフリーに関するアドバイス、情報提供を行った。障害者差別解消法施行を境に全学周知を強化し、施行前との比較において対応件数は増加傾向にある。



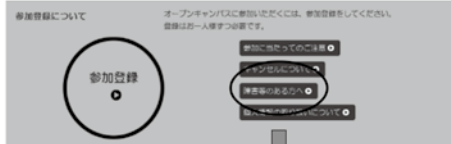
▲公開講座・シンポジウム等における合理的提供実施件数 2018.2.27現在

※合理的配慮例のみカウントした。事前の環境の整備（ユニバーサルデザイン）による実施件数及び在籍する障害のある学生・教職員への提供件数は、含まれていない。

講演会等における配慮の例

1. 開催案内(ポスター、ちらし、ウェブサイト等)記載例

東京大学オープンキャンパス2016(8/3,4)特設サイト



障害のある方へ

東京大学では、障害のある者に対して、受験および修学に必要な配慮を行っています。オープンキャンパス参加に際し、支援が必要な方は7月11日までに事務局へお申し出ください。なお、申請の内容によってはご希望に添えない場合もあります。あらかじめご了承ください。

2 視覚障害のある者等に対して、文字を拡大した資料又は点字翻訳、電子データ化した資料を提供する。

「電子データ化した資料」とは

資料などを、そのままの形式で読むことが困難な人のために、より利用しやすく読みやすい形式に加工する作業を指す。

例

画像データ	テキストデータ (.txt)
<ul style="list-style-type: none"> 資料をスキャンして画像形式 (PDF、JPEGなど) にしたもの (特長) 拡大・縮小が自在にできる 	<ul style="list-style-type: none"> フォントやレイアウト等の情報がない文字だけのデータ (特長) 読み上げソフトウェア (スクリーンリーダー) での読み上げが可能。点字データへの加工も容易

ポータルサイトにマニュアル掲載「視覚障害のある人が利用しやすいテキストデータの作成について」

詳しくは、バリアフリー支援室にお問合せください。

視覚障害のある方等が、音声読み上げソフトを使用して「音声で資料を聞く」ための加工です。

2. 配慮の例

1 車いすを利用する者が車いすのまま参加できるよう可動式のいす、テーブルを設置した会場や、段差がない(スロープを設置した)会場を使用する。



可動式のいす、テーブル
車いすのまま席に着くことができる



スロープ設置
車いすでの壇上へのアクセスが可能となる

3 聴覚障害のある者等に対して、音声情報をパソコン入力により画面に表示させるパソコン文字通訳(手元のパソコン、タブレット又はスクリーン投影)を行う。



パソコン文字通訳 スクリーン投影

パソコン文字通訳者

その他、音声認識アプリ「UDトーク」も試行中！

何かあったらバリアフリー支援室までお問合せください。

▲ 公開講座・シンポジウム等における合理的配慮提供に係る全学周知資料 (例)

4

会議等

4.1

バリアフリー支援室 連絡会議

【目的】

全学のバリアフリー推進に関する事項及び支援室の運営において特に重要と判断する事項について協議する。

【出席者】

バリアフリー担当理事、バリアフリー支援室長、各支所長、支援室員、支援実施担当者、その他

【開催日時・場所・参加人数】

- 第1回：平成29年6月5日(月) 10:30-12:00
薬学部総合研究棟2階講堂 参加人数73名
- 第2回：平成29年11月27日(月) 10:30-12:00
薬学部総合研究棟2階講堂 参加人数72名
- 第3回：平成30年2月14日(水) 13:30-15:00
薬学部総合研究棟2階講堂 参加人数58名

4.2

バリアフリー意見交換会

4.2.1 学生との意見交換会

【日時】 平成29年9月6日(水) 10:30-12:00

【場所】 医学部教育研究棟13階第6セミナー室

【出席者】 障害のある学生、サポートスタッフ、バリアフリー担当理事・副学長、バリアフリー支援室長、支援室員、支援実施担当者、その他、合計53名

4.2.2 障害のある教職員との意見交換会 (身体・精神)

【日時】 平成29年10月11日(水)14:00-15:30

【場所】 医学部教育研究棟13階第6セミナー室・第5セミナー室

【出席者】 障害のある教職員、バリアフリー担当理事・副学長、バリアフリー支援室長、支援室員、支援実施担当者、チームコーディネーター・支援者等、オブザーバー・その他、合計49名

4.2.3 障害のある教職員との意見交換会 (知的等)

【日時】 平成29年10月25日(水)14:00-15:30

【場所】 医学部教育研究棟13階第6セミナー室

【出席者】 障害のある教職員、バリアフリー担当理事・副学長、バリアフリー支援室長、支援室員、支援実施担当者、チームコーディネーター、その他、合計83名

4.3

定例ミーティング

【実施日時】 5月19日(金) 15:00-16:30、

11月17日(金) 10:30-12:00

【場所】 浅野キャンパス、駒場キャンパスでテレビ会議システムを用いて遠隔で実施した。

【構成員】 室長、支所長、教育・学生支援部長、学生支援課長、支援室スタッフ

4.4 検討部会

4.4.1 支援促進検討部会

開催日：平成29年5月25日、平成29年11月15日、
平成30年2月7日

〈29年度検討・報告事項〉

1. 制度の谷間の支援の考え方
2. 支援者派遣システムの試行
3. 障害教員・研究者に対するパーソナルアシスタンス型支援のルール整備
4. バリアフリー支援室関連規則等の改正
5. 緊急災害時における障害のある学生・教職員への対応
6. 資料電子化サービスの支援体制構築
7. 情報アクセシビリティに係る取り組み
8. サポートスタッフ謝金単価の見直し
9. 大学院入試における受験上の配慮事例の蓄積に関する体制整備
10. 障害学生支援業務に当たる事務補佐員の雇用経費負担

※情報システムのバリアフリー化ワーキンググループ
(第1回) 平成30年1月29日

4.4.2 施設改善検討部会

開催日：平成29年5月23日、平成29年11月8日、
平成30年1月25日

〈29年度検討・報告事項〉

1. 施設バリアフリー化にむけたガイドライン「つながるバリアフリー」の作成とポータル掲載 ※活動報告書 16 参照
2. 全学的施設整備のバリアフリー工事
3. 多目的トイレ設備の情報収集の検討

4. 柏地区、白金台キャンパスのバリアフリーマップ改訂、web公開
5. 本郷地区、駒場地区キャンパスのバリアフリーマップ英語版作成、web公開

4.4.3 雇用改善検討部会

開催日：平成29年5月30日、平成29年11月6日、
平成30年2月7日

〈29年度検討事項〉

1. 「東京大学における障害者雇用の手引き（網羅版）」作成
2. チームコーディネーターの支援体制整備
3. 多様な働き方に関する検討
4. 意思表示（決定）支援に関する検討

※多様な働き方ワーキンググループ（第1回）
平成30年2月23日

4.5 他部署主催の会議委員等

- 1) 学生委員会
- 2) 学生相談連絡会議
- 3) 駒場・学生相談協議会
- 4) 柏・学生相談機関連絡会議
- 5) 障害者集中雇用連絡会
- 6) 災害対策検討ワーキング
- 7) ロッジ定例会議

ピクトグラムの見やすさや分かりやすさ

※ 施設改善検討部会「つながるバリアフリー」より抜粋

	JIS規格	構内サイン①	構内サイン②	構内サイン③	構内サイン④
多目的トイレ					
男子トイレ					
女子トイレ					

バリアフリー支援室によせられた意見の紹介

- 多目的トイレのピクトグラムがわからなくて、探すのに時間がかかった。
- 多目的トイレのピクトグラムがタオル掛けに見えた。
- 同系色の組み合わせのため、トイレを見つけられなかった。

5

広報／研修・理解促進

5.1 広報

- 1) 柏地区バリアフリーマップ第2版発行
- 2) 白金地区バリアフリーマップ第2版発行
- 3) 障害のある学生・サポートスタッフメールマガジン 14回

5.2 研修・理解促進

5.2.1 学内教職員

新任教職員研修講義

実施日：平成29年4月7日（金）11:30-11:45
 場 所：安田講堂
 内 容：障害者差別解消法と対応要領について

新任職員・学内取材研修対応

実施日：平成29年5月12日（金）9:30-10:30
 場 所：バリアフリー支援室本郷支所・駒場支所
 内 容：本学のバリアフリー支援の現状と課題、
 バリアフリーマップ作成の経緯等

新規採用チームコーディネーター研修会

実施日：平成29年6月8日（木）10:00-16:30
 場 所：学生支援センター2階会議室／理学系研究
 科附属植物園・本園（小石川植物園）
 受講者：9名
 内 容：（午前の部）

障害者雇用に関する基礎知識に関する講義

1. 本学の障害者雇用の現状
2. バリアフリー支援室の概要及び支援体制
3. 障害者雇用におけるチームコーディネーターの役割
4. 障害者雇用に関する法令等と合理的配慮

（午後の部）

講義及び実習

講義 知的障害のある職員と働くにあたって
 実習 課題分析・実践 障害のある職員に仕事を教える

新規採用チームコーディネーター
フォローアップ研修会

● 第1回午前の部
 実施日：平成29年9月27日（水）9:00-12:00
 場 所：教養学部等環境美化チーム スタッフ控室
 （アドミニストレーション棟2階）
 駒場1キャンパス構内
 （環境美化チーム作業エリア）
 受講者：1名

内 容：事前アンケートにより受講対象者がフォローアップを希望した以下の事柄

1. 障害特性に応じた接し方
(声のかけ方や距離感等)
2. 作業手順の説明方法
(分かりやすい指導ポイント等)
3. 個別指導計画の立て方、評価方法
(基本的なところから)
4. スタッフのスキル向上
(どのように向上できるか)

● 第1回午後の部

実施日：平成29年9月27日（水）13:15－16:30

場 所：インターナショナル・ロッジ 駒場ロッジ
(駒場Ⅲ：本館、A棟)

バリアフリー支援室駒場支所分室
(駒場Ⅰ：教養学部1号館1階)

施設部障害者集中雇用PT建物清掃班駒場分室 スタッフ控室
(駒場Ⅰ：旧・身体運動科学研究棟1階)

受講者：2名

内 容：事前アンケートにより受講対象者がフォローアップを希望した以下の事柄

1. 作業手順の説明方法
(スタッフの特質に合わせた説明、マニュアルの作成度合い、作業現場での説明の仕方等)
2. 個別指導計画の立て方、評価方法
(計画を立てる際の注意点、評価項目の作成ポイント等)
3. 障害特性に応じた接し方
(特性か拘りかの見極め等)
4. 作業計画の立て方
(作成のポイントと留意点、現計画の改善点等)
5. スタッフのスキル向上
(スキル向上のための取り組み)

6. チームワークの作り方
(苦手な人同士の班編制とチームワーク作り)

● 第2回午前の部

実施日：平成29年10月13日（金）9:20－11:50

場 所：プレハブA棟建物清掃班控室、御殿下体育館及びその周辺、学生支援センター2階会議室（本郷キャンパス）

受講者：2名

内 容：事前アンケートにより受講対象者がフォローアップを希望した以下の事柄

1. 評価方法
(実習生の評価方法及びスタッフの評価方法と考え方)
2. スタッフのスキル向上
(スキル向上を促す働きかけの仕方)

● 第2回午後の部

実施日：平成29年10月13日（金）13:30－16:30

場 所：理学部内、学生支援センター2階会議室、プレハブA棟業務支援班執務室

受講者：1名

内 容：事前アンケートにより受講対象者がフォローアップを希望した以下の事柄

1. 障害特性に応じた接し方
(障害に応じた指導法、マニュアル作成のポイント等)
2. 評価の伝え方
(CNの評価と自己評価との間に乖離があるスタッフへの指導)

● 第3回午前の部

実施日：平成29年12月6日（水）13:00-16:00

場 所：理学系研究科附属植物園日光分園

受講者：1名

内 容：事前アンケートにより受講対象者が
フォローアップを希望した以下の事柄

1. チームワークの作り方
2. スタッフのスキルを向上させる方法

職員階層別研修講義

◆ 係長（初任者）

実施日：平成29年10月16日（月）11:40-11:50

場 所：医学部図書館333会議室

内 容：障害者差別解消法と対応要領について

◆ 係員（3年目）

実施日：平成29年11月6日（月）11:40-11:50

場 所：本部棟12階大会議室

内 容：障害者差別解消法と対応要領について

◆ 係長（5年経験者）

実施日：平成29年12月4日（月）11:40-11:50

場 所：本部棟12階大会議室

内 容：障害者差別解消法と対応要領について

5.2.2 学内学生

バリアフリー支援室説明会

実施日：平成29年4月17日（月）-21日（金）

12:15 ~ 12:55

場 所：バリアフリー支援室駒場支所

内 容：バリアフリー支援について・支援室の活動

紹介、視覚障害の理解と接し方、支援の実
際等、肢体不自由の理解と接し方、支援の
実際等、発達障害の理解と接し方、聴覚障
害の理解と接し方、支援の実際等

参加学生は17名、PCテイク、プレゼン及び運営協
力学生は3名であった。



バリアフリー支援室 説明会

【日時】4月17日（月）／18日（火）／
19日（水）／20日（木）／21日（金）
12:15～12:55（ランチを食べながら）

【場所】教養学部8号館1階111号室
バリアフリー支援室駒場支所

毎日、同じ内容でやるよ！
ぜひ、参加してね！

※ ラunchは各自ご持参ください。

- ★ バリアフリー支援室の活動説明
- ★ 障害の理解と接し方・実際の支援
- ★ 学生によるサポートスタッフ活動紹介

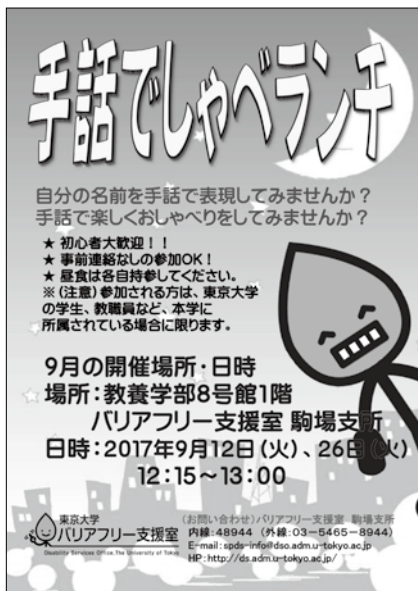
東京大学
バリアフリー支援室
Disability Services Office, The University of Tokyo

バリアフリー支援室駒場支所
E-mail: spds-staff.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
Tel: 03-5445-8944

5.2.3 学内共通

手話でしゃべランチ

- 実施回数 : 本郷支所21回、駒場支所21回
計42回
- のべ参加者数 : 本郷支所218名、駒場支所89名
計307名
- 内容 : 本学の学生・教職員が昼食を持参し、
手話表現の学習や手話を用いた交流
を行う。



バリアフリー講習会 「社会人として働く」を考える

実施日 : 平成30年3月15日 (木) 10:00-12:00

場所 : 本郷キャンパス学生支援センター
2階大会議室

参加者 : 13名 (学生4名、職員8名、その他1名)

講師 : 障害のある卒業生 (データ系エンジニア)

障害のある卒業生 (新聞記者)

熊谷晋一郎准教授 (先端科学技術研究
センター・バリアフリー支援室長)

星加良司准教授 (教育学研究科附属バリア
フリー教育開発研究センター・
バリアフリー支援室員)

概要 : 一昨年度より障害のある学生、サポート
スタッフの有志が中心となり、企画・運営
を行い、本学の学生・教職員を対象とした
「バリアフリー講習会」を開催している。
第6回目となる今年度は、企業で働く障害
のあるOB・OGをお招きし、講演とパネ
ルディスカッションを実施した。

内容 :

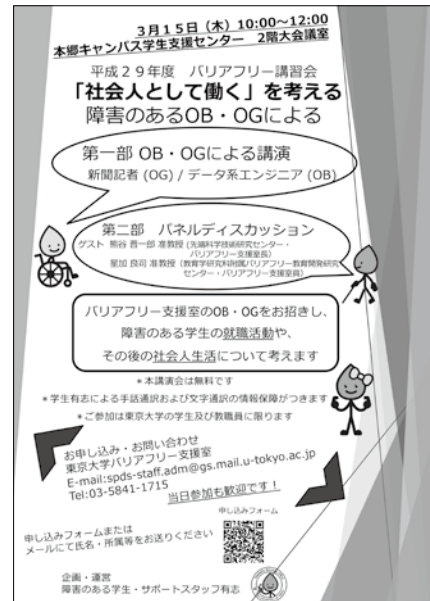
1. 第一部 障害のある卒業生による講演
障害のある卒業生 (データ系エンジニア) から
自身の障害について、障害者雇用と新卒就活に
ついての概略及び経験談について講演があり、
その後障害のある卒業生 (新聞記者) から、記
者の業務内容、記者になるきっかけ、取材時の
工夫について事例紹介があった。
2. 第二部 パネルディスカッション
講演いただいた障害のある卒業生に加えて、OB
である熊谷准教授、星加准教授をパネリストと
してお招きし、参加者から質問用紙に記入され
た質問をそれぞれの立場から回答いただいた。

アンケート（10名回収）より：

- ・ 参加の動機（複数回答可）
内容に興味があったから 8名、
バリアフリー支援室の活動に興味があったから
4名、その他 2名
 - ・ 内容について
大変よかった 6名、良かった 4名
- 感想・意見等（一部抜粋）
- ・ 障害を持って社会で働くという事例を聞く機
会はなかなかないので、興味深く、大変参考に
なる。
 - ・ 当事者の体験談が聞いてとてもよかった。
障害の種類と程度により、配慮して欲しい事
や、克服すべき課題が個々に違うということが
実感できた。
 - ・ とても良かったのでもっと深い話を聞いてみ
たかった。

所感：

社会人経験年数、障害種別も異なるOB・OGの
講演及びOB教員にもご参加いただき、お話を伺う
貴重な機会となり大変興味深かった。学生の参加者
を望んでいたが、思うように参加者が増えず残念
だったが、東大TVの取材依頼があり、今後、学内
限定で公開されるため、周知し、多くの学生・教職
員に見ていただきたい。



学内広報コラム

「バリアフリー最前線」

4月24日 「差別解消法と『バリアフリー』」

6月26日 「具体的な差別事例について」

8月25日 「環境の整備・合理的配慮の提供」

10月25日 「バリアフリーなシンポジウムの作り方」

12月25日 「支援の両側からみた差別解消法」

2月22日 「支援と医療」

※末尾「資料」に全編掲載

5.2.4 学内行事への協力

式典（入学式・学位記授与式・卒業式）

障害のある学生の誘導、PC文字通訳者・手話通
訳者対応、車いす貸出し、車いす等の保護者対応に
協力した。また、事前の担当者説明会にて、車いす
使用についての説明を行った。

五月祭

五月祭常任委員より依頼があり、障害のある方への理解と接し方、車いす操作実演等バリアフリー講習会を行った。

オープンキャンパス

実施日：平成29年8月2日（水）－3日（木）

場 所：バリアフリー支援室本郷支所

内 容：支援機器展示・説明、各種体験（車いす体験、視覚障害疑似体験、手話・点字体験）、障害のある高校生との個別相談、ミニ講座（障害のある学生の講演、室長・学生対談、室長の講演）

駒場祭

駒場祭実行委員より依頼があり、障害のある方への理解と接し方、車いす操作実演等バリアフリー講習会を行った。

5.2.5 学外

取材対応

- ・産経新聞. 東京大学における障害のある構成員の災害時対応. 2018年2月1日
- ・レインボーライフ・大学とダイバーシティ LGBTの視点から. 2017年4月7日

見学対応（支援室の活動紹介）

- ・白百合女子大学、2017年5月22日
- ・ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業、2017年5月12日
- ・カザフスタン・ナザルバエフ大学、2017年4月17日

資料 学内広報「バリアフリー最前線！」

UTokyo バリアフリー最前線!

第1回

ことだまくん



差別解消法と「バリアフリー」

バリアフリー支援室特任助教 中津真美

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、差別解消法)が施行されてから、ちょうど1年が経過しました。昨年度は、各部署の教授会を中心に、差別解消法への対応に関する研修会を50件ほど実施し、多くの教職員の方々にその趣旨をご理解いただくことができました。詳しくは、東京大学規則集「東京大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」をご覧ください。これまでも、既に東京大学では、東京大学憲章で「全構成員が、国籍(中略)、障害等を理由に不当な差別を受けることなく、その個性と能力を十全に発揮しうる公正な教育・研究・労働環境の整備を図る」と宣言し、全国大学に先駆けてバリアフリー支援のための取り組みを進めてきましたが、これからは大学の理念と併せて法令遵守の観点からも、バリアフリー支援が促進されるという時代になりました。

ところで、なぜ東京大学では、「障害者支援」ではなく「バリアフリー支援」なのでしょう。実は、この名称にこそ、バリアフリー支援室が発足当時から受け継いできた理念があります。バリアフリー支援という名称には、障害のある学生・教職員に対して、社会が築いているバリア(社会的障壁)こそが問題であるという認識が背景にあります。そうした障壁こそが問題なのであり「障害者」が問題なのではないという基本的な認識です。このことにより、施設・設備の改善、人的サポートの提供や支援機器の整備なども、特定の障害者個人のための支援というよりは、さまざまな条件を持った多様な人々がともに学ぶ大学を目指すという、大きな取り組みの一環であるという考え方ができます。

今後は、差別解消法と、なにより本学の基本理念をもって、誰もが参加できる豊かで活力ある「バリアフリーの東京大学」が、ますます進化することを願っています。



障害のある教職員との意見交換会を毎年開催しています。

バリアフリー支援室
ds.adm.u-tokyo.ac.jp

UTokyo バリアフリー最前線!

第2回

ことだまくん



事例で考える差別と非差別の間

バリアフリー支援室特任専門職員 小野彰子

今回は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下、差別解消法)の施行に伴い、本学が「東大憲章の理念に基づいて進めてきたバリアフリー支援の取り組みが法令遵守の観点からも促進される時代になった旨をお伝えしました。今回は、具体的にどのようなことが差別にあたるのか事例を基に考えてみたいと思います。次の各事例は差別にあたるでしょうか?

- 事例1) 視覚障害があることを理由に入学を拒否した。
- 事例2) 学外者の参加を認めていない研究会に聴覚障害のある学生から手話通訳をつけてほしいと要望があったが、手話通訳者は学外者なので断った。
- 事例3) 聴覚過敏があり、皆と同じ教室では試験に集中できないという学生に別室を用意して個別での受験を認めた。

1はおそらく誰もが差別と分かる事例だと思います。これは障害を理由に障害のない者と異なる取扱いをする「不当な差別的取扱い」として差別解消法で禁止されています。2はどうでしょう? 「手話通訳者は学外者だからしかたがない」と思う人もいるかもしれません。しかし、手話通訳をつけなかったために学生が研究会の内容を理解することができなければ、これは「合理的配慮の不提供」として差別と見なされます。

では最後の3はどうでしょうか? 「試験に集中できないのは気の持ちよう」と思うかもしれませんが、聴覚過敏とは特定の音(声)だけを聞こうと思っても環境音を含めた周囲の音が同様に耳に入り不快感や苦痛を伴う状態で、中には体調が悪くなる人もいます。「でも、異なる取扱いをすることがそもそも差別なのでは」という声が聞こえてきそうですが、これは正当な理由により異なる取扱いをする「合理的配慮の提供」で、差別ではありません。合理的配慮は種々の条件の下、本人と大学側の合意形成に基づき実施されるもので、「〇〇障害だからこの配慮」と一律に決まるものではありません。これについては次回詳しくお伝えします。



絵/岡崎咲弥(文学部4年)

バリアフリー支援室
ds.adm.u-tokyo.ac.jp

UTokyo バリアフリー最前線!

第3回

ことだまくん



環境の整備・合理的配慮の提供

バリアフリー支援室特任専門職員 波多野比美子

前回までに、合理的配慮の内容は障害者と大学側の相互理解のもとに決定され、個性が高いことを説明しました。一方で、法には「環境の整備」という、不特定多数の障害者にとって障壁のない環境の実現に努めるものとしてあります。

本学が、不特定多数の障害者が使用しやすいユニバーサルデザインで設計されていれば、差別の解消に当たり、本人の意思表明も合理的配慮の提供も必要としなくなります。可能な範囲でユニバーサルデザインに近づける事前の改善措置（環境の整備）を進めることが、障害者にも本学にも効率が良いと考えられます。

本学では、障害者への配慮という考えのない時代に建てられた古くからの建物を継続利用しています。ここに障害者対応のスロープやエレベーターを設置する際、「美しい建物の景観を損なわないよう建物の裏側にスロープ作ったから、障害者は遠回りして入ってね」或いは、健常者は建物に複数ある出入口から最短経路の便利な出入口を選んで使えるのに「障害者用のスロープは1箇所あるんだから、そこから入れば、不便でも無いよりマシでしょ」という考えではなく、健常者と可能な限り同じルートでアクセスできること、また健常者にある選択のチャンスが障害者にも同等にあることが求められていきます。

改修や後付け工事は、時間も経費も余分に要します。建物新営や大規模改修の際に、計画的に環境を整備することが、中・長期的なコストの削減・効率化につながるのです。個々の建物がユニバーサルデザインで完全であっても、周囲の建物との連続性を考慮しないと使い難いことがあります。

障害のある人が、どのように動き、どのように使うのかを想像し、対応する姿勢が問われる時代になっています。誰もが使いやすいキャンパス環境を目指し、古い建物にバリアフリー設備を加えても、その古き美しさが活かされるような整備が進むことを願います。



【和田講堂南側坂道】講堂側2m幅のピンコロ石表面を削って平滑化。車いすでスムーズに移動できるようになりました。施設部環境課のアイデアに感謝!!!

バリアフリー支援室
ds.adm.u-tokyo.ac.jp

UTokyo バリアフリー最前線!

第4回

ことだまくん



バリアフリーなシンポジウムの作り方

バリアフリー支援室係長 柴崎啓子

勉強の秋! 食欲の秋! 教職員の皆様におかれても、シンポジウムや講演会、研修などの企画をされることも増えると思います。そこで、今回のテーマは、支援機器を活用した「バリアフリーなシンポジウムの作り方」です。昨年4月に障害者差別解消法が施行され、本学は、大学で主催するシンポジウム、講演会、研修などに参加する教職員、学生、一般来場者（登壇者含む）で障害のある方に対して、合理的配慮の提供が義務付けられました。一例をご紹介します。

◆事前の案内

ポスター、ウェブサイト等に「障害等のため、設備、情報保障等の配慮が必要な場合には、申込時に申し出てください」などの案内をしましょう。2週間前程度の期限を明記すると、万一、配慮を提供ができない場合に理解を得られやすくなります。期限後の申し出であっても、提供は試みなければなりません。また、ウェブサイトは文字の認識がしやすく、音声読み上げソフトに対応した仕様とすることが望まれます。

◆アクセスしやすい会場

エレベーター、多目的トイレが近くにあり、入口に段差がないなどアクセスしやすい会場を選定します。少しの段差であれば、可動式の簡易スロープを設置することで解消できる場合があります。

◆聴覚障害のある方への配慮

音声を聞き取りやすくするための補聴援助システム、音声認識アプリ「UDトーク」(法人契約)の利用、手話通訳、パソコン文字通訳による字幕表示、インターネット配信時の字幕作成などがあります。

◆視覚障害のある方への配慮

会場への誘導（入口から座席など）の要望があれば対応しましょう。文字を拡大した資料、点字翻訳した資料、電子データ化した資料を可能な限り事前に提供しましょう。

いかがでしたか? ご紹介した支援機器は、バリアフリー支援室で貸出可能です。配慮に当たっては、本人と相談の上、決定しましょう。ご不明な点は、遠慮なくバリアフリー支援室にご相談ください。

2014年度バリアフリーシンポジウム。手話通訳者を配置し、パソコン文字通訳による字幕を表示しています。



バリアフリー支援室 ds.adm.u-tokyo.ac.jp

UTokyo バリアフリー最前線!

第5回

ことだまくん



支援の両側からみた差別解消法

バリアフリー支援室教務補佐員 植田明季・山本篤

前回までに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、差別解消法）」施行後の本学における取り組み事例についてご紹介しました。今回は、差別解消法施行後の支援を行う側、支援を受ける側の学生の状況についてお伝えします。

障害のある学生の支援を行う側（学生サポートスタッフ）からみると、本学では13年前のバリアフリー支援室設置以降、東大憲章に基づき、支援に関する取り組みを進めているため、法施行による目立った変化はありませんが、今後はさらに支援体制の強化や環境の整備がなされていくと考えます。学生同士の関わりについては、支援体制が整う十数年前は、支援の在り方や支援方法について活発に議論を交わすなど、お互いの繋がりが深かったように感じます。支援体制が整っていくにつれて、支援場面以外での学生同士の交流は少なくなったかもしれません。支援をきっかけに交流が深まることで、支援の質が向上し、気づきや学びもあるため、法令遵守は勿論ですが、学生同士の繋がりが大切に支援していくことが必要だと考えます。

一方、支援を受ける側の障害のある学生からみると、支援体制が整っていない時代においては、障害者支援は良くも悪くも「善意」によるところが大きかったように思います。ボランティアは大変ありがたいものでしたが、逆に「善意」だからこそ、支援内容に注文が付けにくいなどの問題もありました。試行錯誤を重ねながら積極的に関与し、労力を割かなければ十分な支援を受けられなかったのが、現在は法的根拠の下、支援に至るプロセス（意思表示、合意形成）が明確になったことで、支援を受ける側の労力は軽減されたように感じます。支援を受ける上で、障害について自覚し必要な支援を明確に伝えるという、意思表示の必要性は以前からありましたが、プロセスがより明確になったことで、そのスタートラインである意思表示そのものに対する支援も重要になってくるものと思われま

書くことに困難を有する学生の確認を受けて支援学生がノートを作成します。



バリアフリー支援室 ds.adm.u-tokyo.ac.jp

UTokyo バリアフリー最前線!

第6回

ことだまくん



支援と医療

バリアフリー支援室准教授 垣内千尋

これまで5回にわたって障害者差別解消法施行に伴う東京大学におけるバリアフリー支援について紹介してまいりました。このテーマについては今回が最終回となります。バリアとは障害のある方々をとりまく社会的障壁のことであり、障害そのものではありませんが、障害を医療的側面からも理解することは、より適切な合理的配慮へつながる一助となるものと考えます。今回は支援と医療について、精神科的なことを例に少し考えてみたいと思います。

精神科の対象とする疾患や障害においては、同じカテゴリーとされる障害であっても、症状や治療への反応性、また、生活における困り事の内容は様々です。ご本人の社会や生活背景、価値観などから、医療に対するニーズそのものも多様で、その中で医療の関わるところを掴みつつ、治療をすすめていくことになります。医療と同様に、ご本人の個性や能力を発揮しうる環境の構築にはどのような支援が必要か、ということもそれぞれです。たとえ同じ方であっても、治療経過におけるその時々々の状態、また、本人をとりまく環境に応じて、必要な支援の内容は変わっていきます。病状によっては支援の相談以前に、治療を最優先とすることが必要となる事もあるでしょう。そのような状況で適時に適切な支援を進めるには、刻々と変化する状態に対する医療的アセスメントを十分にふまえる必要があります。医療者と支援者の連携が大切になります。

診察室の中では時にご本人の実際の生活や、どのような支援が適切なのかをうまく想像できないこともあります。一方で、私自身は支援の現場に参りましてからの日は浅いですが、支援を考えていく際に医療的状況の把握が重要であることを改めて感じることもあります。障害者差別解消法の施行を追い風として、さまざまな面からのアプローチにより、さまざまな条件を持つ多様な人がともに学び働くことのできるバリアフリーの東京大学が実現していくことを願ってやみません。



駒場Iキャンパスにあるバリアフリー支援室駒場支所。本郷支所、本郷支所柏分室とともに、障害のある学生、教職員の相談に応じています。

バリアフリー支援室 ds.adm.u-tokyo.ac.jp

どうして「障害者支援」ではなく、 「バリアフリー支援」なのですか？

「バリアフリー支援」という名称には、障害のある学生また教職員に対して、私たちの社会が築いているバリア（障壁）こそが問題であるという認識が背景にあります。

今の社会で「障害者」とされている人たちに対して、有形・無形の多くの障壁を私たちの社会は築いてしまっています。

そうした障壁こそが問題であり、障害者個人に問題の本質があるのではないという基本的な認識に基づいています。

東京大学では、多様性が組織の価値を高め、
構成員の多様化が組織の活性化に繋がると宣言しています。

東京大学バリアフリー支援室

本郷支所



東京都文京区本郷7-3-1
東京大学学生支援センターMF
TEL：03-5841-1715
FAX：03-5841-1717

駒場支所



東京都目黒区駒場3-8-1
東京大学教養学部8号館111号室
TEL：03-5465-8944
FAX：03-5465-8952

柏分室（柏地区キャンパス）



（毎週火曜日開室）

千葉県柏市柏の葉5-1-5
新領域基盤棟2階2B5号室



Disability Services Office, The University of Tokyo

【URL】 <http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>

【mail】 spds-staff.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp